

白浜町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月7日（金）午後1時30分

2. 閉会日時 令和7年11月7日（金）午後2時5分

3. 開催場所 富田事務所 2階 会議室

4. 出席委員 1番 小野 真一 2番 市川 博 3番 清水 哲治
4番 杉谷 孫司 5番 南 喜久治 6番 後呂 豊
7番 尾崎 義治 8番 福田 博保 9番 鈴木 隆文
11番 藤原 久恵 12番 山本 孝一 14番 大平 倫生

5. 欠席委員 10番 木戸 孝 13番 柏木 彰文

6. 事務局 局長 古守 繁行 係長 柳原 克彰 主事 前田 大輔
主事 赤井 志央 主事 大仲 紗

7. 議事日程 開会

議事録署名委員の指名

議事

報告第18号 農地法施行規則第29条第1号の規定による農業用施設の届出について

報告第19号 農地法第5条の規定による許可について

議案第42号 農地法第3条の規定による許可について

議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について

その他

8. 会議の概要

○○局長 皆さんこんにちは。定刻となりましたので、只今から11月の農業委員会を開催させていただきたいと思います。それでは早速ですけれども、会長にご挨拶をいただきまして、引き続き議長として会議を進めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中、委員会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。それでは、只今より会議に入らせていただきたいと思います。本日の会議に際して、事前に欠席届をいただいております委員さんは、10番の木戸孝委員、13番の柏木 彰文委員でございます。また、本日は、白浜・西富田地区、南白浜地区、北富田地区、富田地区、椿地区、日置地区、大古・矢田・

安宅・塩野地区、田野井・口ヶ谷地区、三舞地区の推進委員さんにお出席いただいております。それから、本日の議事録の署名委員を指名させていただきます。4番の杉谷 孫司委員と 11 番の藤原 久恵委員を本日の議事録署名委員に指名いたします。よろしくお願ひいたします。

○○委員 はい。

○○委員

議長 それでは、早速ですが、議題に入らせていただきます。報告第 18 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農業用施設の届出について事務局より報告願います。

○○係長 はい。報告第 18 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の規定による農業用施設の届出についてご報告いたします。議案書の 1 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、地目は台帳が田、現況が畑、面積は○○のうち○○m²です。申請人は○○の○○さん○○歳です。申請理由は、トラクターの倉庫として利用しやすく、届け出ましたとのことです。これは、農地法第 4 条第 1 項ただし書より、農地の転用の制限の例外として農地法施行規則第 29 条に定めがあり、同条第 1 号に規定する 2a 未満の農業用倉庫用地としての転用です。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告を終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 ありがとうございます。ご意見ご質問がないようですので、報告第 18 号につきましては、申請人に受理と通知させていただきます。続きまして、報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可につきまして事務局より報告願います。

○○係長 はい。報告第 19 号 農地法第 5 条の規定による許可につきましてご報告いたします。令和 7 年 10 月 10 日付けで許可相当の議決をいただきました件につきまして、白浜町農業委員会の会長に対する事務委任規則第 3 条に基づきご報告いたします。番号 1。申請地は○○外 1 筆で、資材置場です。10 月 27 日付けで和歌山県農業会議より許可相当の答申があり 10 月 31 日付で許可書を交付しています。以上、ご報告いたします。

議長 事務局からの報告が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問等はございませんか。

- 全員 意見なし。
- 議長 ご意見ご質問がないようですので、報告第 19 号につきましては、会長に対する事務委任規則第 3 条に基づく報告とさせていただきます。続きまして、議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可について上程いたします。5 件ございますが、一括して事務局から説明願います。
- 係長 はい。議案第 42 号 農地法第 3 条の規定による許可につきましてご説明いたします。議案書の 2 ページをお願いいたします。番号 1。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに田、面積は○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は、合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては当該地を売買により取得しましたが、県外移住により耕作ができなくなったことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては、耕作規模を拡大したいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。
- 続きまして、議案書の 3 ページをお願いいたします。番号 2。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに田、面積は○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては当該地は譲受人が所有している田の一部になっていることから、維持管理をお願いしたいと考え、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地は自身が所有している田の一部であることから、本申請に至りましたとのことです。
- 続きまして、議案書の 4 ページをお願いいたします。番号 3。申請地は○○で、地目は台帳、現況ともに畑、面積は○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○さんの耕作面積は合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては県外で生活しており、遠方のため農作業が困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を譲受人の亡父から預かって耕作していた経緯があり、近隣に所有農地があることから譲り受けたいと考え、本申請に至りましたとのことです。
- 続きまして、議案書の 5 ページ、6 ページをお願いいたします。番号 4。申請地は○○外 14 筆で、地目は○○、○○、○○、○○、○○、○○が台帳、現況ともに畑、それ以外が田、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○の○○さん○○歳で、譲受人は○○の○○さん○○歳です。所有権の移転で、譲受人の○○の耕作面積は合計○○m²です。申請理由は、譲渡人においては高齢により耕作や維持管理が困難なことから、息子に農地を譲渡したいと考えたため、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地で父の農業を手助けしていたが、全面的に農地を譲り受け、農業経営を行いたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。
- 続きまして、議案書の 7 ページをお願いいたします。番号 5。申請地は○○外 2 筆で、地目は台帳、現況ともに全て畑、面積は合計○○m²です。譲渡人は○○

の〇〇さん〇〇歳で、譲受人は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。所有権の移転で、譲受人の〇〇さんの耕作面積は合計〇〇m²です。申請理由は、譲渡人においては高齢により耕作や維持管理が困難なことから、本申請に至りましたとのことで、譲受人においては当該地を譲り受け、四季の野菜や果樹等を栽培し農業収益を図りたいと考えたため、本申請に至りましたとのことです。また、書類を精査したところ、いずれも農地法第3条第2項の各号の許可出来ない基準には該当していないため、許可基準の要件を全て満たしております。精査内容は、「取得後、農地を利用すること」、「機械・労働力」、「通作距離」などでございます。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番につきましては、〇〇区でございます。、〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 2番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 3番につきましては、塩野区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 4番、5番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第42号につきましては、申請通り承認いたします。続きまして、議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用集積等促進計画の案について上程いたします。なお、1番から7番は、12番の〇〇委員が当事者でございますので、まず、8番から14番につきましてご審議いただきたいと思います。事務局から説明願います。

〇〇係長 はい。議案第43号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定によ

る農用地利用集積等促進計画の案についてご説明いたします。これは「農用地利用集積等促進計画案」について、町長より本委員会の意見を求められた案件でございます。それでは、議案書 8 ページから 11 ページをお願いいたします。促進計画の概要をご説明いたします。利用権設定件数は 14 件、24 筆で、面積は合計〇〇m²となっております。また、全て使用貸借権の設定で、和歌山県農業公社が利用権設定で借り受けた後、農地中間管理事業により貸し付けを行うことになります。続きまして、詳細についてご説明いたします。議案書の 19 ページをお願いいたします。番号 8。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の 20 ページをお願いいたします。番号 9。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 6 年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は野菜、花卉栽培です。

続きまして、議案書の 21 ページをお願いいたします。番号 10。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 3 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は牧草栽培です。

続きまして、議案書の 22 ページをお願いいたします。番号 11。申請地は〇〇外 2 筆で、現況地目は〇〇が畑、それ以外が田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 10 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は野菜栽培です。補足です。当該地は 4 年 10 カ月の相対契約の終期に伴う継続しての貸借となりますが、農地中間管理事業としては新たな設定ですので、新規設定としています。

続きまして、議案書の 23 ページをお願いいたします。番号 12。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶の栽培です。

続きまして、議案書の 24 ページをお願いいたします。番号 13。申請地は〇〇で、現況地目は畑、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶の栽培です。

続きまして、議案書の 25 ページをお願いいたします。番号 14。申請地は〇〇外 3 筆で、現況地目は全て畑、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和 8 年 1 月 1 日から 5 年間の使用貸借権の新規設定で、利用目的は茶の栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長

事務局からの説明が終わりました。8 番、9 番につきましては、〇〇区でござ

います。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 10 番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 ○○委員と現地確認をしました。後日、貸し手の○○さんと一緒に現地確認しています。この農地は県道から見える場所にあり、これまでも○○さんには草刈りをしていましたが、今後は○○さんが新たに牧草を育てたいそうで、貸し出すことになったと聞きました。畔、農道の草を刈るようにお願いしていますが、農業委員会からも指導よろしくお願ひいたします。

○○係長 はい。了解いたしました。○○さんは、○○さんの指導を受けながら畜産を始めたところで、今は牛2頭を育てています。その中で牧草を栽培したいとのことで、○○さんの支援もあり、今回の農地を借りることになりました。地目は田ですので、肥培管理して牧草を育てることになります。また畔の管理等についても、お伝えさせていただきます。

議長 よろしいでしょうか。11番から14番につきましては、○○区でございます。○○委員のご意見をお伺いします。

○○委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第43号8番から14番につきまして、計画案を承認いたします。続きまして、議案第43号の1番から7番についてご審議いただきたいと思います。○○委員が当事者となっておりますので、退席をお願いいたします。～○○委員、退席した。～それでは、事務局より説明願います。

○○係長 はい。議案第43号の1番から7番についてご説明いたします。議案書の12ページをお願いいたします。番号1。申請地は○○外1筆で、現況地目は全て田、面積は合計○○m²です。貸し手は○○の○○さん○○歳で、貸付先は○○の○○さん○○歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の13ページをお願いいたします。番号2。申請地は○○外

4 筆で、現況地目は全て田、面積は合計〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の14ページをお願いいたします。番号3。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の15ページをお願いいたします。番号4。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の16ページをお願いいたします。番号5。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の17ページをお願いいたします。番号6。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。

続きまして、議案書の18ページをお願いいたします。番号7。申請地は〇〇で、現況地目は田、面積は〇〇m²です。貸し手は〇〇の〇〇さん〇〇歳で、貸付先は〇〇の〇〇さん〇〇歳です。令和8年1月1日から6年間の使用貸借権の再設定で、利用目的は水稻栽培です。また、書類を精査したところ、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしております。以上です。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 事務局からの説明が終わりました。1番から7番につきましては、〇〇区でございます。〇〇委員のご意見をお伺いします。

〇〇委員 異議なし。

議長 他の委員さん方のご意見はございませんか。

全員 異議なし。

議長 ありがとうございます。異議なしとのことでございますので、議案第43号の1番から7番につきまして、計画案を承認いたします。それでは、〇〇委員に着席していただきます。～〇〇委員、着席した。～以上で、予定しておりました議案は全て終了いたしました。続きまして、その他の事項について、事務局より報告願います。

- 係長 はい。
～農業委員・農地利用最適化推進委員活動報告書の提出について、依頼した。
～
～令和7年度「和歌山県における農地利用の最適化」の推進に関するアンケート調査について、依頼した。～
- 議長 他に何かご意見等はございませんか。
- 委員 熊の目撃情報はありますでしょうか。
- 局長 はい。何件か熊らしき情報はありますが、熊と確認できた情報は1件もありません。白浜町として把握している目撃情報は○○地区と○○地区のみでございます。噂は多々ありますが、熊とは確認出来ておりません。
- 議長 他に何かご意見等はございませんか。私からは、視察研修で見てきた再生二期作に関連した話ですが、龍神村で「ええところネット龍神」がそばを栽培しており、汎用型コンバインで刈り取りをしているようでした。龍神村でもひこばえが育つと思い、水稻用の機械で刈り取りをしたことがないのかお聞きましたが、フルイ目が違うので、直さないと機械を使えないとのことでした。この組織と協議等をして、半額ずつ負担して購入し、共同で使用出来ないかと考えていたのですが。
- 委員 しかし、二期作目の収量が少ないのではないでしょうか。
- 議長 ○○地区の農地を見ると、1反あたり1俵、2俵程度収穫できるくらいよく生長しているように思います。
- 委員 その地域では、いま稻刈りをしているところです。
- 委員 耕作者にコンタクトを取ったところ、ある程度生長すれば自脱型コンバインでも刈れると聞きました。一期目の稻刈り後、すぐに水を入れて肥料は少なくして栽培するようです。
- 議長 一度、その米を分けていただいて試食してみたいです。
- 委員 味は変わらないです。
- 議長 コシヒカリであれば、背が高くなる品種ですので、工夫して栽培すれば自脱型コンバインで刈り取りできないでしょうか。

○○委員 一期目の稲刈り時に限界まで高く刈ると稲に栄養が残るので、ひこばえが生長しやすいです。そこに追肥すればうまくいくのではないか。

○○委員 先日、どこの地域で耕作している人なのか分かりませんが、通常のコンバインで二期目の稲刈りに挑戦した話をお聞きしましたが、通常のコンバインでは、ドラムの爪の部分まで穂が届かず、藁を切断する箇所に詰まってしまうと聞きました。

議長 二度手間になりますが、バインダーで刈って乾燥させてからコンバインに入れる方法はどうでしょうか。

○○委員 やはり丈がもう少し必要だと聞きました。

議長 手間がかかる事ではありますが、何か一歩でも実験的に取り組むことができるのであれば、ぜひやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。他に何かご意見等はございませんか。

全員 意見なし。

議長 なければ、次回の委員会につきましては、令和7年12月5日（金）午後1時30分から富田事務所 2階 会議室での開催を予定しております。それでは、本日はこれで委員会を終了したいと思いますが、いかがですか。

全員 異議なし。

議長 以上をもちまして、委員会を閉会いたします。どうもありがとうございました。
～大平会長は、午後2時5分に閉会を宣言した。～

この議事録は事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

委 員

委 員

※署名については、原本に行ってています。